

Title	日本語教育からの音声研究
Author(s)	土岐, 哲
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57900
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

本論文は、日本語音声の自然な発話の実態とはどのようなものかについて広い観点から考察を試みたものである。日本語の自然な姿を客観的に観察し理解することは、日本語のより高い理解をめざす日本語母語話者にとっても、より高度な学習をめざす非母語話者にとっても必要なことである。

本論文は全体で15章から成り立っている。全体はその内容の性質によってⅢ部に分けられている。400字詰め原稿用紙にして約600枚の分量である。

第Ⅰ部は序論に相当する部分で、第1章から第7章までである。各章のテーマは、第1章「日本語音声の教育・研究の変遷」、第2章「教科書に見られる日本語音声教育上の記述」、第3章「一般音声学の視点から考える音声教育の重要性」、第4章「日本語音声に見られる諸現象の実態」、第5章「日本語リズムの研究」、第6章「日本語音声の縮約とリズム形式」、第7章「アクセントの下げとイントネーションの下げの区分」となっている。

第Ⅱ部では日本語音声の実態について地域性を加味した調査・研究を展開している。第8章から第13章までである。各章のテーマは、第8章「音声上の虫食い文補填の手掛かりとなる韻律的要素」、第9章「東京方言話者と大阪方言話者による同一音声資料の聞き取り結果」、第10章「日本語会話文の音読に見られる各地方言の韻律的特徴－弘前市生育者の場合－」、第11章「ミクロネシア・チュークに見られる残存日本語の音声」、第12章「ミクロネシア・ボナベ島に残存する日本語の音声」、第13章「台湾先住民ヤミ族に見られる日本語音声－アミ族話者との比較も交えて－」となっている。特に日本の旧植民地で日本語を学習した人々についての日本語音声の実態報告は貴重で、そこでの諸現象の中には今日の日本語教育を考える場合の留意すべきさまざまな事項が存在することを指摘している。

第Ⅲ部は総括に相当する部分である。第14章では、「音声教育と日本語教育－日本語音声教育の視座を見据えて－」と題して、音声学や音声教育に対する社会的役割にも注目する。それらは、戦前・戦中も含めた過去の歴史、外国語教育での考え、現在の日本語社会における諸問題等をも視野に入れつつ考察するが、音声教育の守備範囲としてどのようなことが考えられるかにも及んでいる。第15章では、本論文の締めくくりとして「音声教育」の今後を展望する。「聞き手の国際化－音声教育の展望－」と題して、日本語教育の場が確実に国の内外への広がりを見せている今日、ことは「日本語教育」だけのことではなく、「国語教育」でのことも見据えてかかる必要があることを述べる。さらには、伝統的な音声教育観を超えた、もっと柔軟性を備えた新たな進め方について具体的に提言している。

[47]

氏名	と き 岐 哲
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 23260 号
学位授与年月日	平成21年3月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	日本語教育からの音声研究
論文審査委員	(主査) 教授 真田 信治 (副査) 教授 青木 直子 教授 工藤真由美

論文審査の結果の要旨

本論文は、申請者の長年にわたる日本語音声の多様性についての緻密な分析、考察の結果をふまえて、申請者自身の「日本語音声教育観」について述べたものである。音声教育の守備範囲は何も教室内で「発音を教える」ことばかりではなく、日本語学習者が接する日本語社会に対する啓蒙もまたその範囲に含まれると主張する。また、学習者に対する教育には、単に技術や知識の伝授だけではなく、日本語社会との橋渡しをすべき大切な役割があるとする。このように、音声に関わる教育や研究そのものが、社会に対する貢献をも含めて議論されるべきであるとする姿勢は高く評価されるところである。

きれいなことば、汚いことばなどという判断基準も、歴史的に見れば、かつての「東ことば」を基調としたことばが今は標準的日本語と目されているように、簡単に逆転してしまうほど恣意的で曖昧なものである。それにもかかわらず、音声言語を自分なりの勝手な判断基準に照らして解釈し、誤解や偏見を生むようなことが跡を絶たない。そしてそこに一生懸命に学んで日本語を話そうと努力している外国人まで巻き込まれているのである。一方、外国人なのだから意味が通じさえすればそれでいい、と言う教師がいる。それで一般に受け入れてもらえるならこんな結構なことはない。しかし、学習者がこれから入っていく現実の日本語社会にそのような物分かりのいい人がどれくらいいるか。現実の状況も考えず、ただ単に「大丈夫」と言うだけでは無責任のそしりを免れないだろう。この点に関して、申請者は、「せめて、学習者の露払いとなって、日本人一般との橋渡しをしてからにしてはどうか」と述べる。

われわれが外国語を話そうとする場合にもハンディーはあろう。言いたいことの半分も言えないかもしれないし、その外国語を話しているときは、それこそ自分では思いもよらないような人格に見られているかもしれない。そんな誤解を解くつもりになれば本論文で述べられる「橋渡し」の意味も具体的に分かるというものである。学習者の支援のために一般の日本人に外国語訛りの日本語に対する理解を促す努力が望まれる。しかしそれとて一時しのぎの努力でしかないだろう。目標はあくまで本論文において主張される、「公平な耳社会の実現」である。

以上、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。